

自転車安全教育指導員等の講習の実施及び認定登録要綱

平成23年9月2日

改正 平成24年4月1日

(指導員等の資格)

第1条 自転車安全教室において安全指導に従事する者（以下「指導員等」という。）は、千葉県自転車安全教育推進委員会（以下「県委員会」という。）の認定、登録を受けた自転車安全教育指導員（以下「指導員」という。）及び自転車安全教育推進委員会（以下「中央委員会」という。）の認定、登録を受けた自転車安全教育特別指導員（以下「特別指導員」という。）とする。

ただし、指導員と共に補助者として安全教育に従事する者については、この限りでない。

(指導員の認定及び登録)

第2条 指導員の認定及び登録は、県委員会がこれを行う。

2 指導員の認定及び登録は、次条に定める講習会を受けた者の中からこれを行う。

(講習の実施)

第3条 指導員講習は、県委員会が指導員の認定及び登録を受けようとする者について実施する。

2 受講者が所定の講習課程を終了したときは、別記様式第1の修了証を交付するものとする。

(受講者の推薦)

第4条 講習の受講者は、関係機関、団体の協力を得て、本条（1）については地区交通安全協会が、（2）については県委員会がそれぞれ下記により推薦するものとする。

(1) 指導員講習の受講者

次に掲げるものであって、指導力が優秀で教育活動に協力できる者。

- ア 小、中学校等の教師
- イ 警察官
- ウ 県、市町村の交通安全対策等の担当職員
- エ 交通指導員
- オ サイクリング協会関係指導員
- カ 自転車販売店関係者
- キ 交通安全母の会会員
- ク 交通安全協会関係者
- ケ その他関係者

(2) 特別指導員講習の受講者

現に指導員であって、指導力が特に優秀で教育活動に積極的に協力できる者。

(認定及び登録手続)

第5条 指導員の認定登録の手続は、次によるものとする。

(1) 指導員の認定及び登録を受けようとする者は、別記様式第2の指導員登録申請書を県委員会に提出する。

- (2) 県委員会は、指導員登録申請書を受理した場合は、審査を行い、指導員に認定するときは、別記様式第3の指導員登録者名簿に登載し、別記様式第4の認定証及び別記様式第5の指導員バッジを交付する。
- 2 特別指導員の申請手続は、次によるものとする。
- (1) 特別指導員の認定及び登録を受けようとする者は、別記様式2-2の特別指導員登録申請書を県委員会に提出する。
- (2) 県委員会は、特別指導員登録申請書の写しと、別記様式第3-2の特別指導員登録者名簿を2部作成(登録年月日と登録番号は除く。)し、中央委員会に送付する。
- (3) 中央委員会において書類審査の結果、特別指導員として認定されたとき、県委員会は、中央委員会から送付される特別指導員の認定証及び特別指導員バッジを受領する。
- (4) 県委員会は、申請者に対し、認定証及び特別指導員バッジを交付する。
- 3 県委員会は、登録者名簿を登録原簿として、整理保存するものとする。
- 4 県委員会は、毎年1回(12月現在)、登録者名簿の指導員等の人員を中央委員会(安全対策二課宛)にファックス等により報告するものとする。

(指導員等の責務)

- 第6条 指導員等は、当該地域において積極的に自転車安全教育に努めるものとする。
- 2 特別指導員は、前項のほか、指導員の育成指導に当たるものとする。
- 3 指導員等は、教育活動に従事するときは、中央委員会又は県委員会が交付する指導員バッジを着用するものとする。
- 4 指導員等は、住所の変更その他登録事項に異動があったときは、県委員会に報告するものとする。
- 5 指導員等は、効果的な安全教育が行われるよう道路交通法等関係法令の研さん及び安全知識の修習に努めるものとする。

(登録の有効期間)

- 第7条 登録の有効期間は、5年とする。

(登録の取消し)

- 第8条 指導員に交通違反その他指導員としてふさわしくない行為があったとき、又は過去5年間活動実績がないときは登録を取り消すことができる。この場合、登録の取消しを受けた指導員は、認定証及びバッジを県委員会に返納するものとする。

(附則)

(講習免除の特例)

- 第1条 現に自転車安全教室において、指導を行っている実績があり、指導及び協力度において、特に優秀なものについては、本要綱第3条の講習を受けないで、指導員に認定することができる。

ただし、登録については、第5条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(実施期日)

- 第2条 この改正要領は、平成23年9月2日から実施する。
- 2 この改正要領は、平成24年4月1日から実施する。